

堺市公報 第248号	令和5年1月6日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○住居表示の街区の区域の変更について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	5
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	8
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	9
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	9
<b>&lt;教育委員会規則&gt;</b>	
○堺市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局総務部総務課】	10
○地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	11
○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第9項、第11項又は第12項の規 定による給料に関する規則 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	19
○堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】	27
<b>&lt;監査委員公表&gt;</b>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	

告 示

堺市告示第1号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

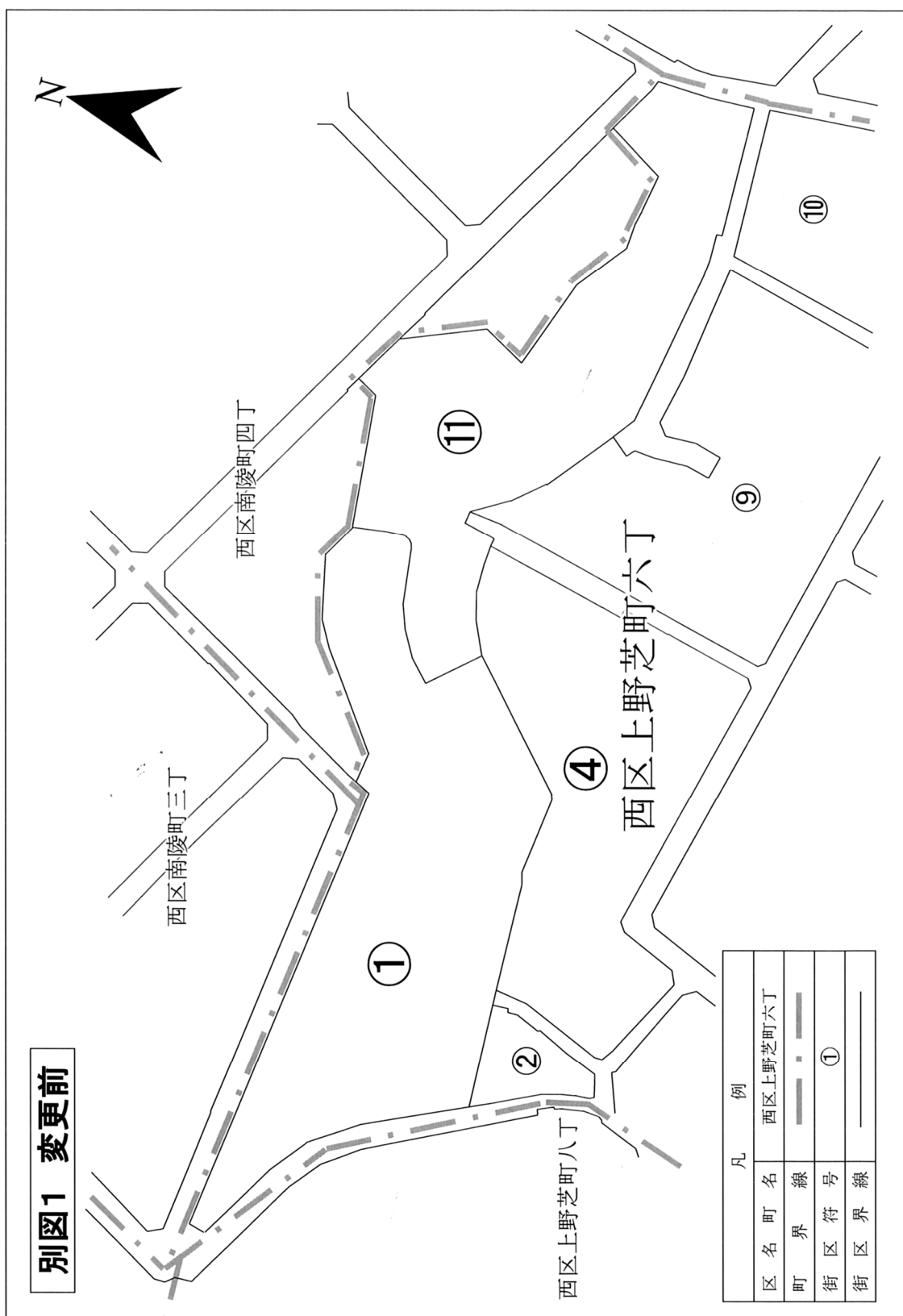
令和5年1月6日

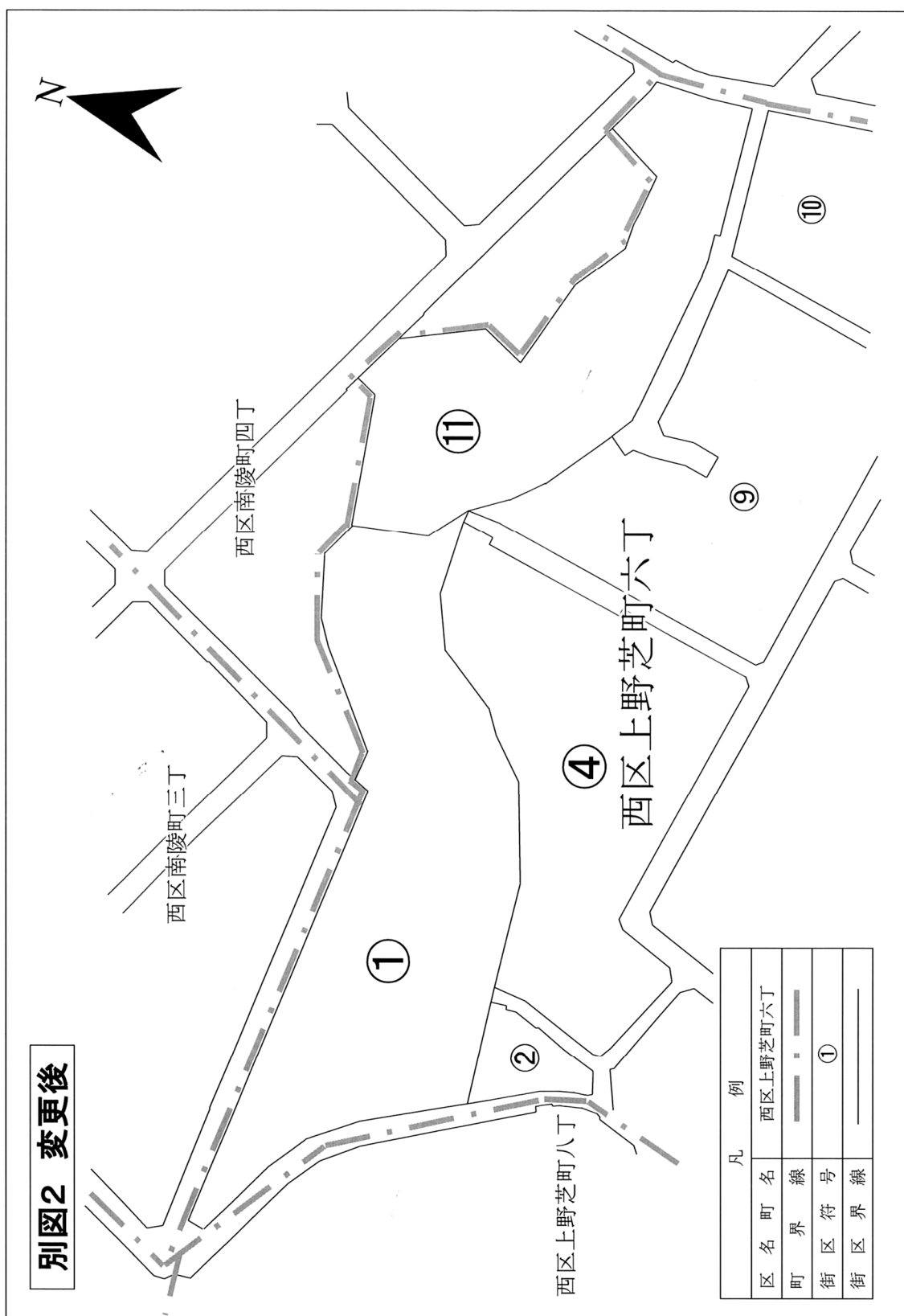
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名  
西区上野芝町六丁
- 2 実施期日  
令和5年1月13日
- 3 変更内容  
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
西区上野芝町六丁	1	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
西区上野芝町六丁	4	街区の区域の変更	
西区上野芝町六丁	11	街区の区域の変更	





堺市告示第2号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

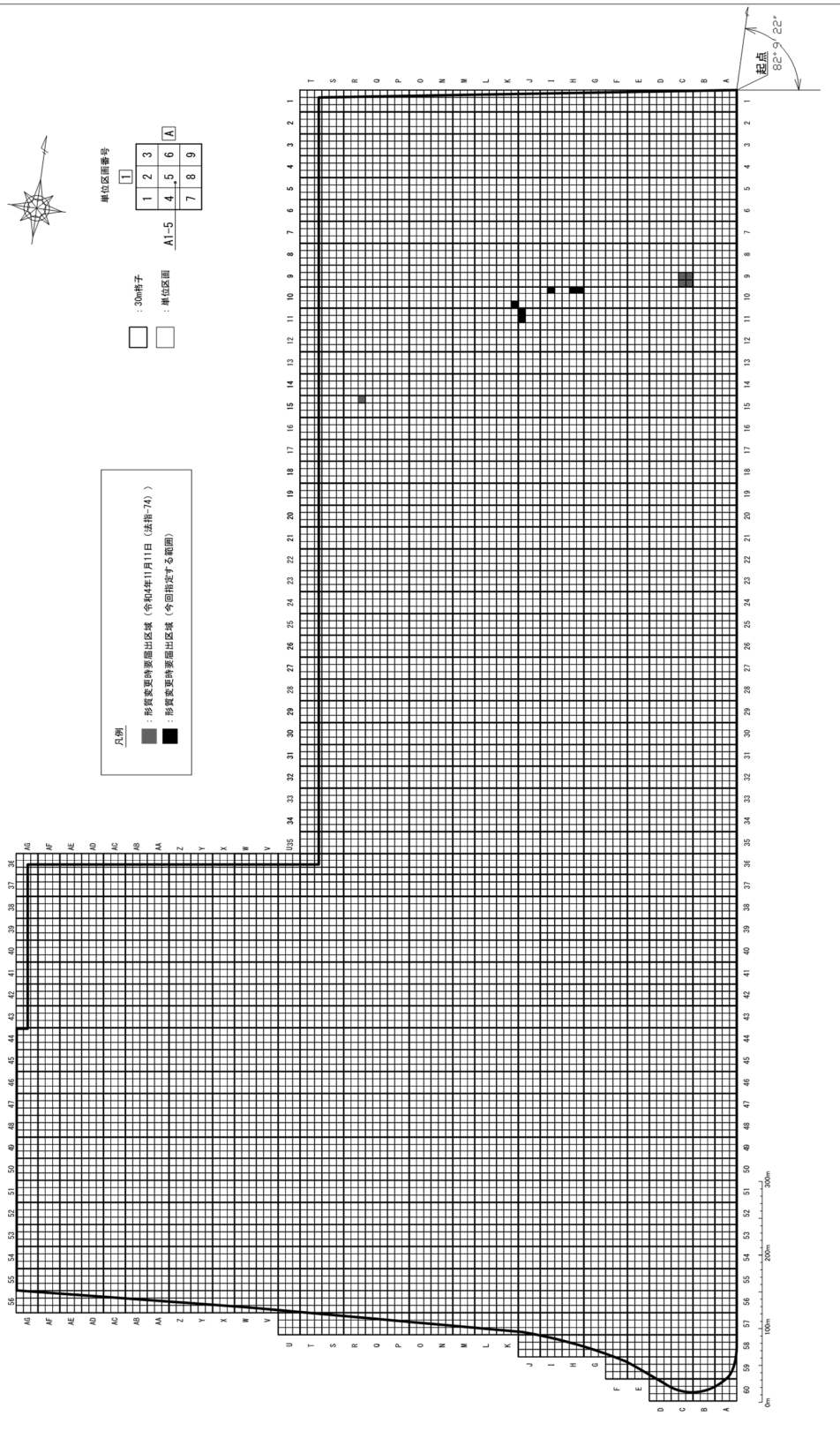
令和5年1月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市西区築港新町三丁17番2の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ベンゼン  
六価クロム化合物  
ふっ素及びその化合物

別紙

# 形質変更時要届出区域



公 告

堺市公告第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
東工場焼却施設等運転維持管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
環境局環境事業部クリーンセンター東工場  
堺市東区石原町1丁102番地
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社  
支社長 加藤 佳行  
兵庫県尼崎市浜1丁目1-1
- 5 落札金額  
¥351,450,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年10月21日



堺市公告第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年1月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー泉北原山台店  
堺市南区原山台五丁456番58 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ケーヨー  
代表取締役 實川 浩司  
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ケーヨー  
代表者 代表取締役 醍醐 茂夫  
所在地 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号



(変更後) 名 称 株式会社ケーヨー

代表者 代表取締役 實川 浩司

所在地 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1)(2) 令和4年5月24日

5 届出年月日

(1)(2) 令和4年12月8日

堺市公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区草尾301番1から301番19まで及び303番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

堺市公告第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区鳳中町四丁122番1、122番3、122番7及び122番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区鳳中町4丁122番地3

露口 嘉和

大阪府堺市西区鳳中町4丁122番地3

露口 光代

## 教育委員会規則

堺市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月6日

堺市教育委員会

教育長 栗 井 明 彦

堺市教育委員会規則第1号

### 堺市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員職名規則（平成29年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務の職を占める者」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則を公布する。

令和5年1月6日

堺市教育委員会

教育長 粟 井 明 彦

堺市教育委員会規則第2号

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則(平成29年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第4項中「特別な」を「特別の」に改める。

第4条第1項中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第7項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額の特例計算)

2 第4条第1項の規定は、堺市職員の育児休業等に関する条例附則第8項において読み替えて適用する条例附則第7項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額について準用する。

(堺市立学校職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 堺市立学校職員の管理職手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条を次のように改める。

(管理職手当の月額)

第3条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に定める職の区分に応じて、同表の右欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員

及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第2条第1項ただし書の規定により定められたこれらの職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員 別表第2の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に定める職の区分に応じて、同表の右欄に定める額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に係る特例)

2 当分の間、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表を別表第1とし、同表中

職	額		を
	再任用職員以外 の職員	再任用職員	

」

職	額	に、
---	---	----

」

60,000円	
75,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、80,900円)	69,000円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、74,400円)
69,400円	63,700円
69,400円	53,800円
66,900円	51,900円
71,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、76,700円)	67,400円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、72,600円)
68,600円	52,700円
66,100円	50,800円
55,100円	42,400円

を

60,000円
75,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、80,900円)
69,400円
69,400円
66,900円
71,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、76,700円)
68,600円
66,100円
55,100円

に改め、

同表の次に次の1表を加える。

(次の1表 別記)

(堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(以下単に「職員」という。)」を加える。

第2条中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

第3条を次のように改める。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(条例第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては堺市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第27条第

2項において読み替えて適用する条例第5条第2項に規定する算出率をそれぞれその額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 条例第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員 別表第1定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員の受ける号給に応じた額

(2) 条例第3条第1項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員の受ける号給に応じた額

2 定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 前項第1号に規定する教育職員 別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級に応じた額

(2) 前項第2号に規定する教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級に応じた額

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に係る特例）

2 当分の間、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額
	5,600	6,700	7,700	8,500	10,600

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額
	5, 500	6, 700	7, 600	8, 500	10, 500

(堺市立学校職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第4条 堺市立学校職員の標準的な職を定める規則（平成29年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

(堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第5条 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「のうち同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第2項及び第5項並びに第13条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第6条 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第4項中「条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員」を「法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改め、「これらを」を削る。

別表第2中「者」の次に「をいう」を加える。

(堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第7条 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

(堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第8条 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第1項、第18条第1項及び第19条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表のア中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表のイ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

再任用職員給料表	職務の級が2級の職員	100分の5	を
定年前再任用短時間勤務職員給料表	職務の級が2級の職員	100分の10	
		職務の級が1級の職員 (教育委員会が別に指定する者に限る。)	100分の5

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(第2条の規定による堺市立学校職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する第2条の規定による改正後の堺市立学校職員の管理職手当に関する規則(次項において「新管理職手当規則」という。)第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新管理職手当規則第3条の規定を適用する。  
(第3条の規定による堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(次項において「新義務教育等教員特別手当規則」という。)別表第1又は別表第2の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新義務教育



等教員特別手当規則第3条第2項の規定を適用する。

(第5条の規定による堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の堺市立学校職員の通勤手当に関する規則(次項において「新通勤手当規則」という。)第2条第1項の規定を適用する。

7 暫定再任用短時間勤務職員は、新通勤手当規則第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条、新通勤手当規則第9条第2項及び第5項並びに第13条第1項の規定を適用する。

(第8条の規定による堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

8 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第1項、第18条第1項、第19条及び別表の規定を適用する。

別表第2 (第3条関係)

給料表	職	額
高等学校等教育職給料表	校長	69,000円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、74,400円)
	准校長	63,700円
	副校長	53,800円
	教頭	51,900円
小中学校等教育職給料表	校長	67,400円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、72,600円)
	副校長	52,700円
	園長及び教頭	50,800円
	准園長	42,400円

~~~~~

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料に関する規則を公布する。

令和5年1月6日

堺市教育委員会

教育長 粟井明彦

堺市教育委員会規則第3号

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「条例」という。）附則第9項、第11項、第12項及び第14項の規定に基づき、条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任職員 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員で、条例附則第9項に規定する異動日（以下単に「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員をいう。第8条第4項第1号において同じ。）又は第3項特例任用職員（法第28条の5第3項又は第4項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第7項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年教育委員会規則第31号。以下「初任給規則」という。）第2条第4号に規定する降格のうち、法第28条の2第1項の規定による他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (7) 上限額 条例第5条第1項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第1

0条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務（以下これらを「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

- (8) その者の号給等に対応する給料月額 当該職員に適用される給料表並びに当該職員の職務の級及び号給（以下これらを「その者の号給等」という。）に対応する当該給料表の給料月額欄に掲げる給料月額をいう。

（条例附則第9項の教育委員会規則で定める職員）

第3条 条例附則第9項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日から特定日までの間に降格をした職員

イ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ウ 教育委員会が別に定める職員

- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）

をされた職員

（他の職への降任をされた職員に対する条例附則第11項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となった者にあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額とする。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じて当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項及び第3項において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を条例附則第11項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動があったものとした場合（給料表異動が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日におけるその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
  - (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて当該ア又はイに定める額
    - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
    - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
  - (4) 教育委員会が別に定める職員 教育委員会が別に定める額
  - (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、教育委員会が別に定める日以後、教育委員会が別に定める額を条例附則第11項の規定による給料として支給する。
- （特例任用後降任職員に対する条例附則第11項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を条例附則第11項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 特例任用後降任職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となった者にあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額とする。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じて当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項及び第3項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を条例附則第11項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）

仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合（給料表異動が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合）の同日におけるその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料

- 月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(法第28条第1項の規定による降任に伴うものに限る。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日におけるその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて当該ア又はイに定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (4) 教育委員会が別に定める職員 教育委員会が別に定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額にこれより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1

号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、教育委員会が別に定める日以後、教育委員会が別に定める額を条例附則第11項の規定による給料として支給する。

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第12項の規定による給料の支給）

第7条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされる日の前日までの間において、降格（法第28条第1項の規定による降任に伴うものを除く。第1号において同じ。）をし、又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動をした日の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（その日が2以上あるときは、その日のうち最も遅い日とする。以下この条において同じ。）に条例附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が次の各号の区分に応じて当該各号に定める額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項及び第3項において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされる日の前日までの間、第7条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を条例附則第12項の規定による給料として支給する。

- (1) 降格をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動をした日の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期



間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が別に定める日から法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされる日の前日までの間、教育委員会が別に定める額を条例附則第12項の規定による給料として支給する。
  - (1) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動をした日の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものを除く。)をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(法第28条第1項の規定による降任に伴うものに限る。)をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 教育委員会が別に定める職員

(人事交流等職員に対する条例附則第12項の規定による給料の支給)

第8条 初任給規則第9条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(その日が2以上あるときは、その日のうち最も遅い日とする。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この項及び第3項において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第7項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額とする。以下この項において「特定日給料月額」

という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項及び第3項において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を条例附則第12項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日とする。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定をされた場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日における給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が別に定める日以後、教育委員会が別に定める額を条例附則第12項の規定による給料として支給する。
  - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第9条第1項各号に掲げる者となった後、引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
  - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動をした職員
  - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
  - (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 教育委員会が別に定める職員(この規則により難しい場合の措置)

第9条 条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の支給について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月6日

堺市教育委員会

教育長 栗井明彦

堺市教育委員会規則第4号

### 堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項及び第12条第3項中「中学校」を「小学校等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 監査委員公表

堺市監査委員公表第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月6日

堺市監査委員 小堀清次

同 田 潤 和 夫

同 藤 坂 正 則  
同 播 磨 政 明

行 管 第 841 号

令和4年12月14日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和4年10月5日付け監査委員報告第8号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

|                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 監査の種類                                                                                                                                                                                                            | 定期監査(工事監査)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |
| 監査実施期間                                                                                                                                                                                                           | 令和4年6月30日～令和4年10月5日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |
| 措置を講じた部局等                                                                                                                                                                                                        | 建築都市局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |
| 指摘事項等                                                                                                                                                                                                            | 措置内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所管部課               |
| <p>4 百舌鳥小学校施設整備工事</p> <p>本工事は、足場に関する労働安全衛生関係法令の規定に加え、さらに労働者の墜落防止のため、特記仕様書で足場への手摺の設置を指定している。</p> <p>しかし、足場の組立て作業後に、最上段以外に手摺の設置をしていないことが判明したため、減額の変更契約を行っている。</p> <p>本工事の工事監理については、労働者の事故防止に係る安全対策が徹底されていなかった。</p> | <p>本工事は、労働者の足場からの墜落を防止する措置として、労働安全衛生関係法令の規定に加え、厚生労働省通達の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、設計図書の特記仕様書に足場への手摺の設置を指定していました。</p> <p>しかし、工事作業前に当課及び工事監理受注者が、工事受注者に対して適切に指示ができていなかったこと及び工事受注者が特記仕様書の記載内容の確認を怠り、工事を進めたことに原因がありました。</p> <p>足場の手摺未設置は、工事受注者から提出された工事写真により、令和3年8月20日に判明し、工事監理受注者及び工事受注者に対して、即日指導を行いました。</p> <p>担当職員には、指摘事項の安全対策について厳重に指導を行い、課内職員に対しては、現在稼働中の現場において、足場の安全対策について再確認し、再発防止を徹底するよう令和4年10月13日に指示を行いました。</p> <p>今後は、工事監理受注者及び工事受注者に、特記仕様書等の重要事項を熟読及び理解させたいと、設計内容の確実な伝達を行い、施工計画書への具体的な記載及び内容確認の</p> | <p>建築部<br/>建築課</p> |

|                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>5 八下中学校校舎増築ほか工事</p> <p>本工事は、変更契約により請負代金の増額を行っている。</p> <p>その増額内に設計図書の記載漏れ及び積算数量の計上誤りによるものが約 780 万円計上されていた。</p> <p>工事発注前の設計図書の検収が不十分であり、適正な積算が行われていなかった。</p> | <p>指導を行います。</p> <p>工事監理においては、これらの改善した取組を実施し、現場の履行確認を徹底して、施工の安全確保、公衆災害防止に努めます。</p> <p>本工事は、設計受注者が作成した設計図書及び内訳明細書の成果品を、当課が検収して工事発注したものです。</p> <p>設計図書の記載漏れ及び積算数量の計上誤りに気付かなかった原因は、当課による検収が不十分であったことによるものです。</p> <p>このことから、指摘事項の改善対策として、担当職員には、設計図書と積算の不整合について、厳重に指導を行い、課内職員に対しては、指摘事項の事例を基に、営繕技術専任職員（スペシャリスト）により、令和4年10月6日に研修を実施しました。</p> <p>また、今年度発注の設計受注者に対して、同様な不整合がないよう確認を徹底することを周知しました。</p> <p>設計図書や積算の不整合については、これらの改善した取組を実施し、設計業務の品質確保に努めます。</p> | <p>建築部<br/>建築課</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|